立候補予定者等説明会の開催について



11月27日(日)執行予定の町長選挙・町議補欠選挙の立候補予定者等説明会を下記のとおり開催します。 立候補を予定している人又はその代理者は出席してください。

○立候補予定者等説明会

日 時 10月21日(金)午後2時~

場 所 役場2階201会議室

内 容 ◎立候補者届出関係書類の交付·説明

◎立候補手続きの説明

◎選挙運動等の説明

○立候補の届け出

日 時 11月22日(火)

午前8時30分~午後5時

所 役場2階201会議室

※選挙についての詳しい内容は、次回の広報(11月号)でお知らせします。

●問合せ先

選挙管理委員会事務局(役場内)(内線:301)

『レトロな街並み』観光まちづくり意見交換会

一社)下仁田町観光協会(地域DMO)では、これからの下仁田町の観光振興を促進するにあたり、街の魅力 を最大限に活かすことができる『レトロな街並み』をテーマにした誘致活動を本格的に進めたいと考えており ます。

つきましては、地域住民の皆さんと考える機会を持つため、観光学習会と現地見学会を兼ねた意見交換会 を企画いたしました。

町の経済を活性化させていく方法を考えるきっかけにしませんか?お気軽にご参加ください。

1.日 時 平成28年10月14日(金)

2.場 **所** 下仁田町役場(集合)

3.参加方法 電話もしくはメールにてお申し込みください。

一社)下仁田町観光協会(地域DMO) ☎67-7500(9:00-16:00) 土日営業

メール yoyaku@shimonitatown.com

プログラム

①現地視察 (2回開催)

時 間 午前の部 10:00~

午後の部 15:00~ ※約1時間程度

行 程 下仁田駅集合→下仁田倉庫→下仁田 駅→中央通り→ビリヤード場跡地→諏

訪神汁(解散)

②意見交換会 (ワークショップ)

②意見交換会 (ワークショップ)

時 間 19:00~下仁田町役場2F会議室

①地域DMOについて(下仁田町観光協会の役割)

※意見交換会のみの参加も可能ですが、できる限り、現地視察と意見交換会の参加をお願いします。

主催・問合せ先 一社)下仁田町観光協会(地域DMO) ☎67-7500

男性労働者に育児休業を取得させた事業主に助成金が支給されます

~出生時両立支援助成金について~

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業 を取得させた事業主に助成します。

【支給額】取組及び育休1人目 60万円【30万円】

2人目以降 15万円【15万円】 *【】は大企業

詳しくは、群馬労働局雇用環境・均等室(☎027-896-4733)までお問合せください。

町営ガスの熱量変更と料金の改定について(お知らせ)

当町のガスは、新潟から東京への帝石パイプラインから供給を受けておりますが、原料ガスの熱量が変更(カロリー アップ)されることになりました。また、原料調達に係る石油石炭税の増税、及びカロリーアップにより原料の調達価格 が値上げされることになりました。

上記により、当町のガス事業を今後も安定的に運営するため、今回、関東経済産業局へ届出を行い平成28年11月 5日から下記のとおり、ガス料金を改定させていただくことになりました。

お客様にはご負担をお掛けいたしまして誠に恐縮でございますが、今後におきましてもより一層の経費削減並びに 安定供給に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ガスの熱量変更(カロリーアップ)

- ・平成28年10月17日(予定)から順次、供給されるガスの熱量が「43.1メガジュール」から「45メガジュール」にカ ロリーアップされます。
- ・供給する都市ガスの種類(13A)に変更はないため、家庭用のお客さまが現在お使いのガス機器は、これまでどお りご使用になれます。
- ・工業用などのお客さまがお使いの特殊な機器や空調機器のごく一部では、調整作業が必要な場合があります。そ の場合は、個別に町からご連絡を行い、調整作業を行う予定です。

ガス料金単価の値上げ改定

- ・平成28年11月利用分(12月上旬検針分)から新料金に改定させていただきます。
- ・原料調達に係る石油石炭税の増税に伴い値上げ改定(平均0.10%)になります。 平均使用量の家庭(1か月32㎡使用)の影響額 旧料金 6,602円 新料金 6,608円 差額 6円 ※ただし、原料費調整制度による調整が「〇円」と仮定した場合
- ・カロリーアップに伴い、料金表適用区分と従量料金単価が変更になります。(従量料金単価は値上げされますが、同 じ熱量を得るために必要なガス量が減るため使用料金の増加は伴いません。)

【改定前】早収料金表 (消費税込み)

区分	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
	0㎡から20㎡まで	20㎡を超え60㎡まで	60㎡を超え250㎡まで	250㎡を超えるもの
基本料金(1か月あたり)	518.40円	864.00円	1,080.00円	2,224.80円
従量料金単価(1㎡あたり)	196.61円	179.33円	175.73円	171.15円

【改定後】早収料金表



区分	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
	0㎡から20㎡まで	20㎡を超え58㎡まで	58㎡を超え240㎡まで	240㎡を超えるもの
基本料金(1か月あたり)	518.40円	864.00円	1,080.00円	2,224.80円
従量料金単価(1㎡あたり)	205.47円	187.43円	183.67円	178.89円

[※]上記の従量料金単価は、原料費調整制度(原料価格により毎月の単価が変動する制度)により調整されます。実際 に適用される料金については、毎月の検針票をご覧下さい。

問合せ先 建設ガス水道課 庶務係 ☎64-8808

個人住民税の給与からの特別徴収(天引き) 実施の徹底について

群馬県内全市町村では、平成29年度から、個人住民税の給与からの特別徴収実施を徹底します。皆様の御理 解と御協力をお願いいたします。

【特別徴収義務者となる給与支払者(事業主)】

地方税法第321条の4の規定により、所得税を源 泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別 徴収していただく義務があります。

これまで特別徴収を行っていなかった事業主につ いても、平成29年度から、特別徴収義務者として指 定します。

【特別徴収の対象となる給与所得者(従業員)】

原則として、アルバイトやパート等を含む全ての 従業員から特別徴収する必要があり、特別徴収する かどうかを給与所得者の意思で選択することはでき ません。

ただし、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替 理由書」を提出し、当該理由書に記載されている理 由に該当する場合、当分の間、例外として普通徴収 とすることができます。

制度の詳細については下記問合せ先までお問い合わせください。 問合せ先

下仁田町役場 住民税務課 税務係 群馬県総務部市町村課 群馬県総務部税務課

☎82−2113

☎027—226—2228

☎027—226—2196

【個人の住民税の特別徴収とは?】

所得税の源泉徴収と同様に、事業主 (給与支払者)が、従業員(給与所得者)に 毎月支払う給与から個人住民税を特別徴 収(天引き)し、従業員に代わって市町村 に納付していただく制度です。

三菱自動車の燃費不正問題に関する軽自動車税のお知らせ

三菱自動車の燃費不正問題によって、平成27年4月1日~平成28年3月31日までに初回の車両番号の指定 を受けた一部の車種に関して軽自動車税の不足が生じます。

そのため、対象の方に不足分の納税通知書とお知らせが送付されますが、不足分に関しては三菱自動車が納 付を行うので、送付された納付書では納付を行わないようお願いします。

●対象の車種について

・三菱自動車販売車種…eKワゴン,eKスペース ・日産自動車販売車種…デイズ,デイズルークス ※手続き上個人宛てに納付書が送られますが、納付不要のものとなっています。

問合せ先 住民税務課 税務係 ☎82-2113(直通)

家屋図作成にかかる家屋の現状確認の実施について(お知らせ)

下仁田町では、固定資産基礎資料としての家屋図作成の作業をすすめております。

これに伴い、住民税務課職員及び町で発行した身分証明書(公印を押したもの)を携帯した臨時職員が、必要 に応じて家屋の現状把握のため現地確認を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先 住民税務課 税務係 **☎**82-2113(直通)

必ずチェック最低賃金 使用者も

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用 されます。また、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定(産 業別)最低賃金が定められています。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室(☎027-896-4737)又は群馬県内の 労働基準監督署へお問合せください。

群馬労働局 URL:http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

群馬県最低賃金は 時間額759円に 平成28年10月6日 より改正

生ごみ処理機購入補助金交付事業について

~家庭菜園や花づくりに、肥料土になって大活躍~

一般ごみの年間排出量の約3割以上を生ごみが占めているとも言われており、家庭用 生ごみ処理機を用いた減量化が、環境美化とリサイクルの面で有効です。

そこで、町では次のとおり購入時に助成金交付を行っておりますのでご活用ください。

【対象となる方】家庭用生ごみ処理機を購入し申請をした方

【対象となる機械】家庭で出た生ごみに乾燥、発酵等の処理を行うことにより、生ごみを減

量させることができる機械装置

【補助金額】購入費用の1/2とし、2万5千円を限度とする。

ただし、5ヶ年につき、1世帯当たり1基を限度とする

※詳しくは係までお問合せください。



廃品回収で地域や団体の運営資金になります

~有価物集団回収事業補助制度のご案内~

この制度は、再生可能なごみ(有価物)を団体・地区組織などの集団で

分別回収していただき、ごみの減量化と資源のリサイクルを図ることが目的です。 活動していただいた団体に対して、申請により補助金を交付します。

交付を受けた補助金は団体の活動資金としてご活用ください。

【対象となる有価物】·古紙類(新聞·雑誌·段ボール等)·布類(ぼろきれ·古着等)

·1升ビン、ビールびん等・ジュース・ビール等のアルミ空き缶、スチール空き缶

【補助金額】補助基本金額:回収量×換算率×5円/Kg

※申請書に、廃品回収業者の仕切伝票の写しを添えていただきます。

問合せ先 保健環境課 環境係 **☎**82-5490

パットボトルベール検査の結果について

みなさんから出されたペットボトルは、圧縮・梱包して再商品化業者に引き渡し ておりますが、年に一度ベール検査というものを受けます。

無作為に抽出した2縛り分のうち、何個悪い物が含まれているかを調べるもので す。(成績が悪いと引き取ってもらえなくなります。)

今回は総本数1210本の内、キャップが付いたペットボトル2本、異物が入った ペットボトル1本、テープや塗料が付着したペットボトル1本、縦潰れやカットされ たペットボトル15本という結果で、150点中133点で「Aランク」でした。

これは住民一人ひとりのリサイクルに対する意識の成果と感謝する次第です。 今後も引き続きこのAランクを維持できるよう、皆様のご協力をお願いいたし ます。



【資源物の出し方について】

- ◇ペットボトルは…キャップを取る。中を軽く水洗いする。ラベルをはがしてください。
- ◇ビンは…キャップを取る。中を軽く水洗いする。ラベルは、はがさないで下さい。

(理由:毒物等のビンか区別するため。)1袋の重さは、10Kg以内にして出してください。割れた瓶は、 紙で包み燃えないゴミで出してください。

◇新聞紙、段ボール、雑誌・本・チラシ…ヒモで10Kg以内に縛り、ラベルを付けて出してください。

【問合せ先】甘楽西部環境衛生施設組合(下仁田町役場内) ☎64-8811

「不正軽油の情報をお寄せください。」

群馬県では不正軽油の情報窓口として不正軽油110番を設けています。

軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油や重油をそのまま自動車の燃料として使用すると地方税法違反となること があります。このような、不正軽油を製造・販売・使用していると思われる情報がありましたらお知らせください。

問合せ・連絡先 前橋行政県税事務所 県税課 軽油広域調査係(不正軽油110番) ☎027-231-2801

